

諮問番号：令和元年度諮問第2号

答申番号：令和2年度答申第1号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

- 1 審査請求人が令和元年8月26日に提起した審査請求(令和元年審査請求第2号。以下「2号審査請求」という。)については、次の(1)から(3)までのとおりとするのが相当である。
  - (1) 豊田市(以下「処分庁」という。)が同年7月8日付けで行った滞納処分の執行停止取消処分(以下「本件取消処分」という。)についての請求は、棄却する。
  - (2) 処分庁が同日付けで行った債権差押処分(以下「本件差押処分」という。)のうち、令和元年7月から同年8月までの間に支給された給与に係る部分についての請求は却下し、その余の部分についての請求は棄却する。
  - (3) 処分庁が同月25日付けで行った配当処分(以下「2号配当処分」という。)についての請求は、却下する。
- 2 審査請求人が同月28日に提起した、処分庁が同月23日付けで行った配当処分(以下「3号配当処分」といい、本件取消処分、本件差押処分及び2号配当処分と併せて「本件処分」という。)の取消しを求める審査請求(令和元年審査請求第3号。以下「3号審査請求」といい、2号審査請求と併せて「本件審査請求」という。)については、却下するのが相当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨  
処分庁が審査請求人に対して行った、本件処分の取消しを求める。
- 2 審査請求の理由
  - (1) 審査請求人は、平成23年度市県民税から長きにわたり滞納してきたが、仕事がなかなか成約せず未納となっていた。審査請求人は、不動産の売買契約成約に基づく仲介手数料を主な収入源としており、直近3年においてはそれぞれ100万円台の年収しかない。  
平成30年4月に二男が、平成31年4月に長女が、それぞれ大学入学のため下宿する状況となったため、審査請求人は、平成30年10月から株式会社〇〇〇(以下「A社」という。)にてアルバイトを始め、二男及び長女に大学の授業料を始めとする生活費等を送金している。

配偶者は審査請求人と同様に子の扶養義務を負うが、平成29年9月から平成30年6月までの間、乳がん治療のため休職し、現在は復職しているものの、治療期間中の収入の挽回に現在の収入を充てており、子の扶養に充当するほどの余裕はない。

審査請求人の現在の毎月の収入では、本件滞納市税（審査請求人が滞納していた市県民税本税493,500円及びその延滞金409,300円の合計902,800円をいう。以下同じ。）の令和元年中の完済は無理である。

審査請求人の収入を把握している処分庁は、以上の事情を承知していると推測されるが、本件処分を行った。

- (2) 審査請求人の住所地にある法人（有限会社△△△）は、法人市民税と法人県民税を滞納し、国税の延滞金が未払である。法人の未納税金について審査請求人個人に支払義務があるものではないが、当時の業務責任者として支払の約束をして、微少額ではあるが、平成30年11月から平成31年3月までの間、審査請求人が毎月支払ってきた。

このように、審査請求人に税金を踏み倒そうとする考えはない。

- (3) 処分庁は、本件差押処分の処分理由において、「滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額等及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第47条第1項第1号の規定の例により、審査請求人の財産を差し押えました。」としている。

しかし、審査請求人は、督促状を受け取った覚えがない。手続を行った証拠の提示を求める。

- (4) 処分庁は、審査請求人の扶養親族数を調査せずに差押えを行ったことから、本件処分は、違法の疑いがある。
- (5) 本件処分は、行き過ぎた公権力の行使である。本件処分により、審査請求人は、日本国憲法第25条の文化的な生活を営む権利を侵害されている。

### 第3 処分庁の弁明の要旨

#### 1 弁明の趣旨

以下の裁決を求める。

- (1) 2号配当処分及び3号配当処分に係る請求を却下する。  
(2) 本件取消処分及び本件差押処分に係る請求を棄却する。

#### 2 弁明の骨子

- (1) 2号配当処分について

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4第4号

は、滞納処分について、換価代金等の配当処分に関し欠陥があることを理由としてする審査請求は、換価代金等の交付期日後は、することができないと規定している。

2号審査請求は、2号配当処分に係る換価代金等の交付期日後の令和元年8月26日になされており、審査請求期間の経過後になされている。

したがって、2号配当処分の取消しを求める審査請求は、却下されるべきである。

イ また、アの主張が容れられないとしても、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき処分について審査請求をすることができる者は、その取消し等によって回復すべき法律上の利益を持つ者に限られていると解されている。

仮に配当処分が取り消されたとしても、地方税の徴収担当官署は、配当を受けた受領者から返還を受け、再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、滞納税額を超える金員等を過剰に徴収したなどといった場合を除き、当該官署は、直ちに取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を負うことにはならず、回復すべき法律上の利益は存在しないと解される。

したがって、2号配当処分の取消しを求める審査請求は、却下されるべきである。

## （2）3号配当処分について

3号配当処分において、令和元年8月20日に本件差押処分に基づき、第三債務者から差押債権を取り立て、同月23日付けで、審査請求人に対し配当計算書兼充当通知書（豊債外発第10178号）を送付し、同月30日に充当を行っている。

（1）イで述べたとおり、配当処分が取り消されたとしても、回復すべき法律上の利益は存在しないため、3号審査請求は却下されるべきである。

## （3）本件取消処分及び本件差押処分について

ア 滞納処分の執行停止を行った時点において、滞納処分ができる財産は見当たらず、審査請求人本人からもA社で給与収入を得ているという申出はなかった。その後の処分庁による継続的な調査により、審査請求人にA社に対する給与債権があることが判明したため、地方税法15条の8の規定に基づき本件取消処分を行った。

イ 本件差押処分は、審査請求人が納付すべき本件滞納市税について督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されなかったため、地方税法第329条第1項の規定に

より行ったものである。なお、期限までに債務承認書の提出及び納付計画の作成に係る入電がなかったこと等から、審査請求人の完納に向けた真摯な対応や自主納付はおよそ期待できないと判断し、本件差押処分を行っている。

ウ イの督促状は次のとおり審査請求人に送達されている。

(ア) 督促状は、原則として、納税者の住民票に登録された住所（以下「登録住所」という。）宛てに発送している。

(イ) 処分庁における督促状の発送事務には電算システムが導入されており、納税者に対する督促状の作成、督促状発送簿への記録等は、同システムによって一括して自動的に処理がなされ、職員が個々に督促状発送簿を作成する等しているものではない。

(ウ) 審査請求人に督促状を発送したことを示す地方税法第20条第5項の記録として、督促状発送簿の記録がある。督促状は登録住所宛に通常の見取りによる郵便により発送しているが、この場合、当該督促状は、通常到達すべきであったときに送達があったものと推定される（地方税法第20条第4項）。

(エ) 未納明細書の督促発送日は、督促状発送簿の発送先日付と一致するよう電算システムにより自動的に処理がなされている。本件差押処分に係る例として、直近の平成29年度第4期分の督促状は、督促状発送簿の記録によると、2018年（平成30年）2月20日に発送しており、未納明細書の督促発送日欄記載の日付とも一致している。

エ 本件差押処分に係る本件滞納市税は、令和元年7月及び8月支給の給与から、差押禁止額である源泉所得税、社会保険料及び国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第34条の規定による金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額を控除して取り立てている。国税徴収法施行令第34条の規定による金額とは、本人については10万円を、生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者1人につき4万5000円を加算した金額である。

また、生計を一にするか否かの判断は、一般的に日常の起居を共にし、日常生活の資を共有していることをいうが、起居を共にしていない場合においても、常に生活費、学資金、療養費等を送金している場合は生計を一にしていると認められる。

本件差押処分において、審査請求人は、住民票上は単身世帯であり、税法上の扶養控除対象者もいなかった。また、給与照会に対するA社からの回答書には、審査請求人と生計を一にす

る者は「0人」と記載され、本件差押処分時に同社に確認したときも、同じ回答であった。

これらの事情から、処分庁は、扶養親族（審査請求人と生計を一にする親族をいう。以下同じ。）なしとして控除金額の計算を行った。なお、処分庁との過去の納付相談の中でも、審査請求人から、別居家族がおり、仕送り等で生計を一にしている旨の話は出ていない。

カ 以上のことにより、本件取消処分及び本件差押処分は、適法かつ妥当であり、棄却されるべきである。

#### （４）付帯意見

ア 前記（２）イのとおり、本件差押処分において、地方税法第19条の7第1項ただし書の適用はなく、審査請求によって令和元年9月分以降の給与債権の取立てが妨げられるものではないが、審査請求人の主張から、生計同一人数の見直しにより差押可能額が変更する可能性があることを考慮し、当面の間、同月分以降の取立てを停止することとした（第三債務者であるA社には通知済みである。）。

今後、取立てを再開する場合には、既に支払われた給料（各種手当を含む。）分については取立てを行わず、再開後に支払日が到来する給料（各種手当を含む。）について取立てを行う。

イ 生計同一性の該当性の判断には、審査請求人からの資料提供が必要であり、審査請求人から、起居を共にしていないが、常に配偶者又は子に対して、生活費、学資金、療養費等を送金しているという根拠資料が示された場合には、内容に応じて生計同一人数の検討を行い、国税徴収法施行令第34条の規定に基づく計算をし直す予定である。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員の意見

次のとおりとするのが相当である。

- （１）本件審査請求のうち、本件差押処分のうち令和元年7月から同年8月までの間に支給された給与に係る部分の取消しを求める部分を却下し、その余の部分に係る請求を棄却する。
- （２）2号配当処分及び3号配当処分の取消しを求める請求をいずれも却下する。
- （３）その余の請求を棄却する。

### 2 意見の理由

（１）本件差押処分の取消しを求める審査請求の適法性について

ア 行政不服審査法は、国民の「権利利益の救済」を図るととも

に、行政の適正な運営を確保することを目的とすると規定している（第1条第1項）。

この規定は、行政不服審査法に基づく審査請求が、審査請求人にとって自己の権利利益の救済に役立つ限りで認められることを明らかにするとともに、審査請求の利益、すなわち処分取消し又は変更によって回復すべき法律上の利益を有する者のみが審査請求をすることができ、当該利益が存在しなければ、当該審査請求は不適法になることを定めるものである。

イ 本件差押処分は、市町村民税（道府県民税を含む（地方税法第41条第1項参照）。以下同じ。）の滞納処分として国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われ、同法第67条第1項及び第3項の規定によれば、徴税吏員が滞納処分として債権の差押えをして金銭を取り立てた場合には、取り立てた金銭は差押えと同時に滞納市税に充てられたこととなり、差押処分はその目的を達してその法的効果が消滅するものと解される。また、実体法上、差押えの後においても差押処分がされたことを理由として滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定はなく、差押処分が取り消された場合に差し押さえられた債権が復活すると解すべき根拠もないことを併せ考慮すると、差し押さえられた債権の取立てにより当該差押処分の効果がなくなった後においては、当該差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないと解すべきである。

ウ 本件差押処分についてこれをみると、処分庁は、令和元年7月8日付けで、第三債務者であるA社に対して審査請求人の同月以降の毎月の給与のうち国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額について本件差押処分を行った。

そして、本件差押処分に基づき、令和元年7月22日と同年8月20日に第三債務者から給与債権の取立てを完了していることから、同年7月及び8月の給与については、本件差押処分はその目的を達してその法的効果が消滅しており、取り消すべき処分は存在せず、これを取り消したとしても審査請求人の給与債権が回復されるものでもないため、審査請求人が本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないとわざるを得ない。

エ 以上から、本件差押処分の取消しを求める審査請求のうち、令和元年7月から同年8月までの間に支給された給与に係る部分の取消しを求める部分は、審査請求の利益を欠くことから不適法であり、却下を免れない。

（2）2号配当処分の取消しを求める審査請求の適法性について

ア 地方税法第19条の4第4号は、滞納処分について、換価代金等の配当処分に関し欠陥があることを理由とする審査請求は、換価代金等の交付期日後はすることができないと規定している。

イ 2号配当処分において、令和元年7月22日に本件差押処分に基づき第三債務者から差押債権を取り立てて、同月25日付けで配当計算書兼充当通知書（豊債外発第7881号）を審査請求人に送付し、同年8月1日に充当を行っている。しかるに、審査請求人が2号配当処分の取消しを求める審査請求をしたのは、換価代金等の交付期日である令和元年8月1日を経過した同月26日である。

ウ 以上のことから、2号配当処分の取消しを求める審査請求は、審査請求期間を徒過していることを理由に不適法であって、却下を免れない。

(3) 3号配当処分の取消しを求める審査請求の適法性について

ア 国税徴収法上の滞納処分手続の例による地方税法上の滞納処分手続における配当処分が取り消された場合、処分庁は、配当処分を受けた受領者に対して、配当金の返還を求め得ることになるが、これにより再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、滞納税額を超える金員等を過剰に徴収した場合などを除き、直ちに滞納処分を受けた滞納者に対し、当該配当処分に係る取り立てた金員を返還する義務を負うものではない。

イ 3号配当処分についてこれをみると、処分庁は、令和元年8月20日に第三債務者から取り立てた65,000円を処分庁に配当し、同月30日、これを全額本件滞納市税に充当しており、3号配当処分が取り消されたとしても、審査請求人は、直ちに上記65,000円の返還を求め得るものではない。そうすると、審査請求人は、3号配当処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しないとわざるを得ない。

ウ 以上のことから、3号配当処分の取消しを求める審査請求は、審査請求の利益を欠くことから不適法であり、却下を免れない。

(4) 本件取消処分に係る違法性又は不当性の有無について

ア 地方税法第15条の7第1項第1号は、地方団体の長は、滞納処分をすることができる財産がないと認めるときは、滞納者につき滞納処分の執行を停止できるとしている。

また、同法第15条の8第1項は、地方団体の長は、前条第1項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後3年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がい

ずれもないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならぬとし、同条第2項は、地方団体の長は、前項の規定により滞納処分執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならないとしている。

イ 処分庁は、平成31年3月に審査請求人の第三債務者である株式会社〇〇〇に対して財産調査を行い、滞納処分をすることができる財産の発見に至らなかったため、同法第15条の7第1項第1号に該当するとして、同年4月23日付けで滞納処分執行の停止を行った。

しかしその後、令和元年5月に審査請求人の第三債務者であるA社に対して財産調査を行ったところ、審査請求人の給与があることが判明したことから、処分庁は、同法第15条の8に規定する事由に該当するとして、令和元年7月8日付けで、本件取消処分を行った。また、同日付けで、滞納処分執行の停止取消通知書を発送し、審査請求人に執行停止を取り消した旨が通知されている。

ウ 以上により、本件取消処分は、法令の規定に沿って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

(5) 本件差押処分に係る違法性又は不当性の有無について

前記(1)エのとおり、本件差押処分のうち令和元年7月から同年8月までの間に支給された給与に係る部分の取消しを求め、その余の部分に係る請求に関し、本件差押処分に係る違法性又は不当性の有無について検討する。

ア 本件差押処分に係る手続の履行について

(ア) 地方税法第331条第1項第1号は、市町村民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体に徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定し、市町村の徴税吏員に滞納処分の実施を義務付けており、同条第6項は、当該滞納処分については、国税徴収法に規定する例によるとしている。

(イ) 地方税法が滞納処分について例によるとしている国税徴収法は、同法第47条以下において、滞納処分に係る差押えの要件等を規定しており、差押処分に必要な手続に関する規定の要旨は、次のとおりである。

国税徴収法第54条第2号は、徴収職員は、滞納者の財産

を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が債権であるときは、原則としてその謄本を滞納者に交付しなければならないとしている。

国税徴収法第62条第1項は、債権の差押えは、原則として第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行うとしている。

国税徴収法第76条第1項は、給料等については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押さえることができない旨規定している。

第1号 その給料等につき徴収される所得税に相当する金額  
第2号 その給料等につき特別徴収の方法によって徴収される都道府県民税及び市町村民税に相当する金額  
第3号 その給料等から控除される社会保険料に相当する金額

第4号 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額

第5号 給料等の金額から第1号から第4号までに掲げる金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額（略）

なお、国税徴収法第76条第1項第4号に言う「生計を一にする」とは、一般的に日常の起居を共にし、日常生活の資を共有していることをいうが、起居を共にしていない場合においても、常に生活費、学資金、療養費等を送金している場合には生計を一にしていると認められる。

国税徴収法施行令第34条は、国税徴収法第76条第1項第4号に規定する政令で定める金額は、給料等の支給の基礎となった期間1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき45,000円を加算した金額）とする旨規定している。

（ウ）滞納処分を行うためには、滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る滞納市税を完納しなかったことを要し（地方税法第331条第1項第1号）、地方税法第20条第1項は、地方公共団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所等に送達するものとされており、本件差押処分についてみると、審査請求人は、納付す

べき本件滞納市税について督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった。

このため、処分庁は審査請求人の財産調査を行い、令和元年7月8日付けで、第三債務者であるA社に対して審査請求人の同月以降の「毎月の給料（各種手当を含む。）のうち国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権」に対して本件差押処分を実施したものである。

(エ) この点に関し、審査請求人は本件差押処分の前提となる督促を受けていない旨を主張しているため、当該督促の効力について検討すると、処分庁において、督促状は登録住所宛に通常の見取りによる郵便により発送しているところ、地方税法第20条第4項の規定によれば、当該督促状は、通常到達すべきであったときに送達があったものと推定される。

処分庁における督促状の発送事務については、電算システムが導入されており、納税者に対する督促状の作成、督促状発送簿への記録等は、同システムによって一括して自動的に処理がなされており、審査請求人に対する督促状は、督促状発送簿の記録から、審査請求人の登録住所宛に、通常の見取りによる郵便によって発送されていることが認められる。したがって、地方税法第20条第4項により、通常到達すべきであった時、すなわち発送時の郵便事情や地理的遠近等を考慮して合理的に判定される時には、督促状は送達があったものと推定されるのであり、それを覆すに足りる証拠はないから、本件差押処分に係る督促に瑕疵はなく、当該督促は有効なものであると認めることができる。

(オ) 以上により、本件差押処分に係る手続は法令に則り適正に履行されている。

イ 控除額の計算に係る違法性又は不当性の有無について

(ア) 市町村民税に係る滞納処分による差押えは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされ（地方税法第331条第6項）、給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権の差押えの効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押え後に収入すべき金額に及ぶ旨を規定するところ（国税徴収法第66条）、継続収入の債権を差し押さえると、差押え後に支払期の到来したそれぞれの支分権について差押えの効力が及ぶものと解される。

前記(1)のとおり、本件差押処分のうち、取立てを完了した部分については、処分の目的を達してその法的効果は消滅していることから、この部分の取消しを求める審査請求に

については却下すべきである。したがって、以下においては、その余の部分（令和元年9月以降に支給された給与に係る部分）について検討する。

（イ）審理関係人の主張、審査請求人から提出された書類等によると、以下の事実が認められ、又は推認される。

A 審査請求人の二男及び長女は、それぞれ大学に入学し、二男は広島県尾道市、長女は富山県富山市に下宿している。

審査請求人は、遅くとも平成31年4月以降の毎月、二男及び長女に対し、在学する大学の授業料を始めとする生活費を振込みにより送金しており、二男及び長女は、審査請求人と扶養関係にある。

なお、審査請求人の妻は、審査請求人と扶養関係にない。

B 他方、処分庁としては、以下のとおり、扶養親族について通常なすべき調査を尽くしていた。

審査請求人は、住民票上は単身世帯であり、税法上の扶養控除対象者もない。また、給与照会に対するA社からの回答書には、審査請求人と生計を一にする者は「0人」と記載され、本件差押処分時に同社に確認したときも、同じ回答であった。また、処分庁との過去の納付相談の中で、審査請求人から、別居の親族がおり仕送り等で生計を一にしている旨の申告はされていなかった。

これらの事情から、処分庁は、「国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額」について、扶養親族がないことを前提とした控除額（国税徴収法第76条第1項第4号に掲げる金額をいう。以下同じ。）の計算を行い、本件通知により、A社に対しその計算額を通知した（なお、第三債務者は、控除額について、滞納者の親族の状況を第三債務者自らが把握することにより算定することが可能であるから、この通知は、第三債務者の便宜を図るための事実上の通知に過ぎないと解される。）。

（ウ）（イ）に加え、審理員が行政不服審査法第36条の規定により処分庁に質問したところ、以下の回答を得た。

A 処分庁は、令和元年9月分以降当面の間、給与債権の取立てを停止することとし、その旨を第三債務者であるA社に通知済みであり、今後、取立てを再開する場合にあっても、既に支払われた給料（各種手当を含む。）分については取立てを行わず、再開後に支払日が到来する給料（各種手当を含む。）について取立てを行う。

B 処分庁は、生計を一にするか否かの同一性の判断には、

審査請求人からの根拠資料の提出が必要であるとしていたが、本件審査請求において、審査請求人から提出された書類等の閲覧をした結果、当該書類等をもって、二男及び長女を扶養親族と認め、今後の取立てでは扶養親族の数が2人であることを前提とした控除額の計算を行うことを決定した。

(エ) ここで、本件差押処分のうち令和元年9月以降に支給された給与に係る部分における「国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額」のうち同項第4号に掲げる金額、すなわち控除額の計算方法が問題になるところ、処分庁は、本件差押処分に係る今後の取立てにおいては、二男及び長女が扶養親族であることを前提に控除額を計算することとしている。

そうすると、現時点において、具体的に発生する本件差押処分に係る各支分権について、控除額の計算方法に誤りがあったとはいえないし、このため、当該支分権について、差押可能金額を超えて過大な差押えがされたという事実もない。

(オ) 以上検討のとおり、処分庁による本件差押処分における控除額の計算方法は、国税徴収法等の規定に沿ったものであり、かつ、事実関係に合致しているから、現時点までの事情において、本件差押処分について差押可能金額を超えて過大な差押えがされたということはできない。

よって、この点において、本件差押処分は、適法かつ妥当である。

ウ 上記以外の違法性又は不当性についての検討

そのほか、本件差押処分に違法又は不当な点は認められない。

## (6) 付帯意見

審査請求人は、本件審査請求の理由において、「本件処分は行き過ぎた公権力の行使である」、また「本件処分により、審査請求人は、日本国憲法第25条の文化的生活を営む権利を侵害されている」と主張していることから、これらの点についても検討する。

前記(1)から(5)までに検討したとおり、本件取消処分、本件差押処分、2号配当処分及び3号配当処分のいずれにも、違法又は不当な点は認められない。よって、処分庁による行き過ぎた公権力の行使は認められず、日本国憲法第25条で保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害しているとはいえない。

## 第5 調査審議の経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

令和2年 1月31日 審査庁から諮問受理

令和2年 3月31日 第1回審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

#### (1) 地方税法における審査請求期間の特例について

地方税法第19条の4第4号は、滞納処分について、換価代金等の配当処分に関し欠陥があることを理由とする審査請求は、換価代金等の交付期日後はすることができないと規定しているところ、審査請求人が2号配当処分の取消しを求める審査請求をしたのは、換価代金等の交付期日である令和元年8月1日を経過した同月26日である。

したがって、2号配当処分の取消しを求める審査請求は、審査請求期間を徒過しており、不適法である。

#### (2) 本件処分の取消しを求める審査請求の利益について

ア 行政不服審査法に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分の存在を前提として、当該処分が違法又は不当であるために侵害された国民の権利利益の救済を図ることを主たる目的とするものである。

それゆえ、処分の取消しによって回復すべき法的利益が存在しなくなったときは、当該処分の取消しを求める審査請求の利益は存在しないため、その処分の取消しを求める審査請求は不適法である。

イ 2号審査請求についてみるに、本件差押処分により差し押さえられた令和元年7月から同年8月までの間に支給された給与債権は、本件審査請求があった時点で既に取立てが終了しているため、本件差押処分のうち当該債権に係る部分はその目的を達しており、処分の法的効果は既に消滅していることになる。

したがって、2号審査請求は、審査請求の利益を欠くことから、不適法である。

ウ また、3号審査請求についてみると、3号配当処分が取り消された場合であっても、処分庁は再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、審査請求人は、取り立てられた金員の返還を求め得るものではないから、処分の取消しにより回復すべき法的利益が存在しない。

したがって、3号審査請求は、審査請求の利益を欠くことから、不適法である。

(3) 督促状の発送について

審査請求人に対する督促状は、処分庁の作成する督促状発送簿の記録から、審査請求人の登録住所宛に、通常の手配による郵便によって平成30年2月20日に発送されていることが認められ、地方税法第20条第4項により、通常到達すべきであった時には、督促状は送達があったものと推定される。

また、処分庁の作成する返戻調査台帳によると、処分庁が審査請求人へ発送した督促状について返戻があった旨の記録はなく、督促状の送達に関してこの推定を覆すに足りる証拠はない。

(4) 控除額の計算方法について

ア 審査請求人の扶養親族数について、処分庁は、本件処分の執行時において次のとおり把握しており、通常なすべき調査を行っていた。

(ア) 審査請求人は、住民票上単身世帯である。

(イ) 審査請求人には、税法上の扶養控除対象者がいない。

(ウ) 給与照会に対するA社からの回答書には、審査請求人と生計を一にする者は「0人」と記載され、本件差押処分時に同社に確認したときも、同じ回答であった。

(エ) 処分庁との過去の納付相談の中で、審査請求人から、生計を一にする別居の親族がいる旨の申告はなかった。

イ 処分庁においては、審査請求人から事後に提出された書類資料等をもとに、二男及び長女を扶養親族と認め、今後の取立てについては、扶養親族の数が2人であることを前提とした控除額の計算を行うことが既に決定されている。

ウ 前説(1)及び(2)に記載する理由からは却下されないその余の本件差押部分、具体的には、令和元年9月以降の給与債権については、控除額の計算方法に誤りがあるとはいえない。

(5) 以上のとおり、本件審査請求に理由が無いとした処分庁の判断には、違法ないし、処分取消を相当と認めるに足りる不当はない。

2 附帯意見

審査請求人の置かれた境遇は、二児を扶養しながら本件処分を受けた結果、生活に困窮したものであり、心中を慮れば、本件審査請求を提起するに至ることもやむを得ないものと考えられる。とはいえ、これら事情について、審査請求人から処分庁に対して申告した事実はなく、本件処分の適法性又は相当性を左右するに足りない。

処分庁においては、丁寧な面談を行うことによって、第3 2(4)の考慮に係る事情の把握に努め、必要な申告を促す余地がなかったか、対応方針の見直しを検討されたい。

豊田市行政不服審査会  
会長 北見 宏介  
委員 北口 雅章  
委員 近藤 教昭  
委員 佐野 雅志  
委員 竹内 千賀子